

平成27年度広島市男女共同参画審議会の進め方について

1 審議会の進め方について

第2次広島市男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止計画」という。）の見直しにあたり、審議会委員の専門的見地からの意見を聴取し、内容を検討するため、広島市男女共同参画審議会規則第8条の規定に基づき基本計画検討部会を設置し、施策の方向性及び計画見直し、素案の審議を行う。計画見直し素案作成後、市議会及び市民からの意見を踏まえ、審議会全体会で計画変更の答申案の審議を行う。

2 「基本計画検討部会」の進め方及び部会委員の選任について

第2次基本計画とDV防止計画では、その審議分野が異なることから、より効率的な部会運営を行うため、第2次基本計画を審議する「基本計画グループ」とDV防止計画を審議する「DV防止計画グループ」を基本計画検討部会内に設け、各審議会委員の選任分野及び性別等を考慮し、各グループに属する部会委員を選任する。

3 平成27年度審議会及び部会開催スケジュール

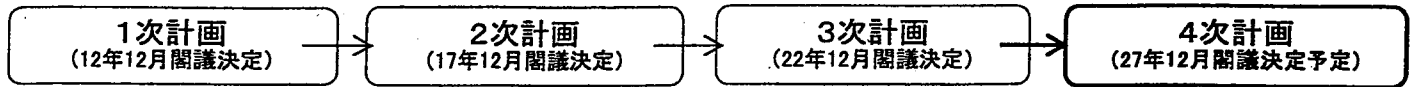
年	月	全体会	基本計画検討部会		議会、国など
			基本計画グループ	DV防止計画グループ	
27	5		○第1回部会 ・基本目標1～10 見直しの視点、施策の方向性を審議		
	6			○第1回部会 ・基本目標1～5 見直しの視点、施策の方向性を審議 施策の目標（指標）等を審議	
	7		○第2回部会 ・基本目標1～10 施策の目標（指標）等を審議		○市議会 ・総務委員会で主要事項説明
	8	（委員改選）			
	9		○第3回部会 ・第2次基本計画見直し素案審議	○第2回部会 ・DV防止計画見直し素案審議	
	10	○第1回審議会 ・計画見直し素案審議 ・平成26年度の進捗状況			
	11				○市議会 ・計画見直し素案報告
	12				○市民意見募集 ●第4次基本計画閣議決定
28	1	○第2回審議会 ・計画変更答申案審議			
	2	○第3回審議会 ・計画変更答申最終案審議			
	3				○市長に答申 ○男女共同参画推進本部会議 ・計画変更案を説明。 <計画を変更>

（注）○は広島市の第2次基本計画、●は国の第4次基本計画に関するもの。

第4次男女共同参画基本計画の策定スケジュール・検討体制

1 概要

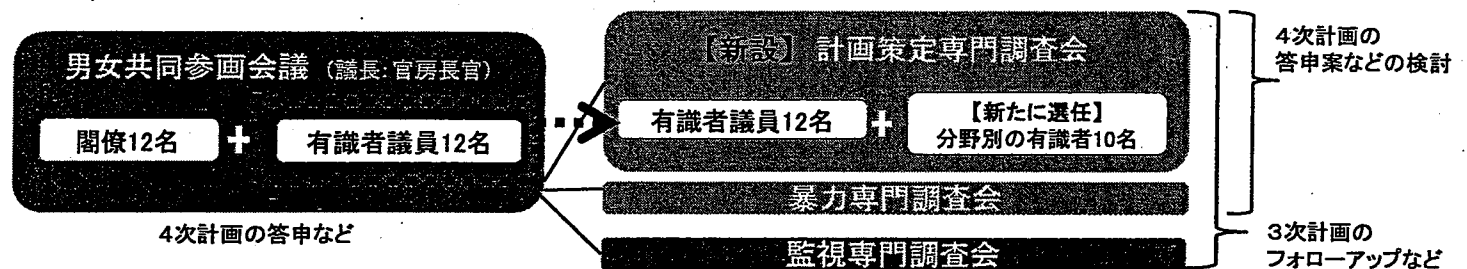
- 現行の3次計画を平成27年12月を目途に改定
- 平成26年10月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、4次計画の策定に向けた「基本的な考え方」を諮問し、検討を開始



2 スケジュール

- 《26年度》
- 10月 : 「基本的な考え方」諮問
 - 11～1月 : 「3次計画」のフォローアップ
 - 1月～ : 「基本的な考え方（素案）」の検討
- 《27年度》
- 夏頃（調整中） : 「基本的な考え方（素案）」の決定
 - 12月 : 「基本的な考え方」答申
 - 12月 : 「4次計画」諮問・答申→閣議決定

3 検討体制



第4次男女共同参画基本計画の構成(案)

3月25日計画策定
専門調査会資料

I 基本的な方針

【目指すべき社会】【策定方針と構成】等

II あらゆる分野における女性の活躍

- ① 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・ 男性型の働き方等の改革(長時間労働などの働き方改革、家事・育児への参画、人材育成等)
- ・ 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
- ・ 「30%」達成に向けたロードマップ
- ・ 政治・司法・行政・雇用の女性参画 →さらに踏み込んだポジティブ・アクション
- ・ その他(地域、農山漁村、科学技術・学術、教育、メディア、防災・復興、医療)
- ・ 均等な機会・待遇(セクハラ・マタハラ含む)、非正規、再就職・起業、自営業
- ・ M字カーブ解消、働き方改革

III 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 地域の活動(まちづくり・環境・観光・文化)
- ・ 農山漁村の意識改革、経済的地位・就業環境
- ・ 女性研究者・技術者等の活躍に向けた環境整備
- ・ 女子学生・生徒の理工系への進学支援
- ・ 生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康(性教育・リプロ含む)、スポーツ
- ・ 予防・対応の基盤整備、DV・ストーカー・性犯罪、売買春・人身取引等の対策(子ども含む)
- ・ メディアの性・暴力表現、児童ポルノ対策
- ・ 就業・生活の安定、ひとり親家庭等への支援(貧困の次世代連鎖防止を含む)、子ども・若者の自立支援
- ・ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・ 子育て・介護支援制度
- ・ 中立的な社会制度(税制、社会保障制度、家族法制 等)
- ・ 国民的広がりを持った広報・啓発、男女共同参画等の教育・学習
- ・ 女性の人権を尊重したメディアの表現、行政機関の表現
- ・ 各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映
- ・ 防災・復興の現場の男女共同参画、国際的な防災協力
- ・ 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
- ・ 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

V 推進体制の整備・強化

- ・ 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策決定・予算編成等の推進
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援